

白神体験塾 2025 企画運営業務 企画提案競技実施要領

この実施要領は、白神体験塾 2025 企画運営業務について、企画提案を公募し、契約候補者を選定するために必要な事項を定めるものです。

1 業務内容

- (1) 名 称 白神体験塾 2025 企画運営業務
- (2) 業務内容 別紙「白神体験塾 2025 企画運営業務委託仕様書」のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
- (4) 委託額の上限 4,231,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

2 所管課

秋田県生活環境部 自然保護課 調整・自然環境チーム
住 所 〒010-8570 秋田市山王四丁目 1 番 1 号（本庁舎 5 階）
電 話 018-860-1614
F A X 018-860-3835
メール Shizenhogoka@pref.akita.lg.jp

3 実施スケジュール

- (1) 企画提案競技参加者の募集開始 令和 7 年 4 月 14 日（月）
- (2) 実施要領等に関する質問の受付 令和 7 年 4 月 21 日（月）正午まで
- (3) (2) の質問に対する回答 令和 7 年 4 月 23 日（水）
- (4) 参加申込書の受付 令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時まで
- (5) 企画提案書等の受付 令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時まで
- (6) 審査会の実施 令和 7 年 5 月中旬
- (7) 審査結果の通知 令和 7 年 5 月中旬
- (8) 契約締結 令和 7 年 5 月中旬

4 参加者の資格に関する事項

企画提案競技に参加できるのは、次の要件の全てを満たす者とします。

- (1) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者であって、本業務委託について十分な業務遂行能力を有すること。
- (2) 本業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続きの開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続きの開始の申し立てがされている者（同法第 33 条第 1

項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)、又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者(同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。)に該当しないこと。

(5) 参加申込書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)第2条に規定する、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を構成員に含めないこと。

(7) 過去3年以内に類似、同等の環境教育イベント等の開催実績があること。

5 企画提案競技参加申込方法

企画提案競技へ参加する者は、参加申込書(様式1)を提出期限までに、2の所管課へ郵送(消印有効)又は持参により提出してください。

(1) 提出期限 令和7年4月24日(木) 午後5時まで

(2) 提出部数 1部

6 企画提案書等の提出

本業務に係る企画提案競技への参加者は、次の書類を提出期限までに、2の所管課に郵送(必着)又は持参により提出してください。

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 企画提案書提出届(様式2) | 1部 |
| ② 会社概要調書(様式3) | 6部 |
| ③ 企画提案書(様式4) | 6部 |
| ④ 見積書(様式5) | 6部 |
| ⑤ 過去3年以内の類似、同等の環境教育イベントの契約書の写し | 1部 |
| ⑥ 「賃金水準の向上」に関する書類 | 1部 |

【資料3別紙】企画提案競技評価票のうち、「配点表1(賃金水準の向上)」に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 令和6年及び令和5年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
- ・ 事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料(任意様式)
- ・ 「パートナーシップ構築宣言」の作成、公表を行っている場合は、「パートナーシップ構築宣言」の写し

⑦ 「女性の活躍推進」に関する書類 1部

【資料3別紙】企画提案競技評価票のうち、「配点表2(女性の活躍推進)」に該当する場合は、以下の書類を提出してください。

区 分	提 出 書 類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定（※１）	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰（※２）の受賞	表彰状の写し（写真可）

※１ 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和４年５月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を１つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※２ 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とする。

(２) 提出期限

令和７年５月２日（金） 午後５時まで（必着）

(３) 留意事項

- ① 提案できる件数は、１者１提案とします。
- ② 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。
- ③ 提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- ④ 提出書類に虚偽の記載がある場合、参加資格はないものとします。

７ 実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問は、実施要領等に関する質問票（様式６）を２の所管課へ電子メールにより提出してください。

(１) 提出期限

令和７年４月２１日（月） 正午まで

(２) 提出方法

電子メールに限ります。

(３) 回答方法

質問及び回答の内容を、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>)の「コンペ情報」に掲載します。

8 契約候補者の選定

白神体験塾 2025 企画運営業務企画提案競技審査会において、優秀提案者を契約候補者として選定します。

(1) 選定方法

提出された企画提案書等により書類審査を行い、最も優れていると認められる者を契約候補者として選定します。

なお、プレゼンテーション審査は原則として実施しません。

(2) 審査事項

審査事項及び配点は次のとおりとします。

- ① 業務内容の理解度及び企画提案書の内容の的確性 (60 点)
- ② 安全面の配慮 (10 点)
- ③ 効果的な広報の方法等 (10 点)
- ④ 業務を履行する能力・体制 (20 点)
- ⑤ 【加点措置】賃金水準の向上 (5 点)
- ⑥ 【加点措置】女性の活躍推進 (5 点)

(3) 審査結果の通知

審査結果については、5 月中旬に通知予定です。

9 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

8により選定された契約候補者と契約条件を協議の上、速やかに委託契約を締結します。

なお、協議の結果、委託業務の内容を追加、又は修正する場合があります。

(2) 契約保証金

本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県財務規則第 4 号）第 177 条第 1 項により、契約金額の 10 分の 1 以上に相当する額を契約保証金として納付していただきます。ただし、同規則第 178 条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

受託者が納付した契約保証金は、規則第 179 条の規定により還付します。

10 その他

(1) 参加者が県に提出した書類は、返却しません。

(2) 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

(3) 本業務の企画提案競技への参加に要する一切の費用は、参加者の負担によるものとします。